

## 川崎市教育委員会請願等取扱要綱の改正について

### 改正概要

- ①職員個人の勤務条件を審議対象外に
- ②在住要件の見直し
- ③原則審議対象外のものと審議対象のものが混在するものの取扱い
- ④不採択に意見を付することを可能に
- ⑤採択の継続の新設

## 請願・陳情とは

請願とは、請願法を根拠とする、地方自治体に対し希望を開陳することとされ、請願を受けた場合は「**誠実に処理しなければならない**」とされる（同法第5条）。

陳情とは、根拠法はないが、特定の事柄について適切な措置がとられることを希望してその実情を訴えることをいうが、教育委員会での実務上は、**請願と同じ**である。

### 請願・陳情の実績（平成28年8月1日以降）

請願等の数	37件
うち審議したもの	28件
採択	0件
不採択	28件
採択・不採択の判断をしない	0件
うち審議しなかったもの	9件
→住所2件、個人の誹謗中傷1件、処分1件、 訴訟1件、教育長判断1件、取下げ3件	

## ①職員個人の勤務条件を原則審議対象外に （新要綱第3条第5項第7号）

### 【現行】

「市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの」は原則審議対象外となっている。

### 【改正案】

「**職員個人の人事、賞罰その他勤務条件に関するもの**」を原則審議対象外とする。

「人事、賞罰」とは異動、昇格、表彰、懲戒処分、分限処分などをいい、「勤務条件」とは給与、勤務時間などの諸条件をいう。

なお、職員全体に関わるもの（勤務条件改善、欠員補充など）については、審議対象外とはならない。

### 【改正理由】

職員個人の人事・賞罰や勤務条件に関しては、公正・公平に決定される必要があり、任命権者に直接訴えることは適切とはいえないため

## ② 在住要件の見直し（新要綱第3条第5項第8号）

### 【現行】

「請願者等が県外のもの」は審議対象外となっているが、その趣旨は、市立高校の入学要件（神奈川県内在住要件）に併せる趣旨である。

### 【改正案】

「川崎市に住所を有する者以外の者」「川崎市に事務所等を有する団体以外のもの」は審議対象外とする。

ただし、市立学校への通学歴がある者・その保護者であって通学歴のある市立学校において発生した請願者等に係るものなど正当な理由があるものは審議対象とする。

### 【改正理由】

- (1) 現行の趣旨自体に合理性はあるものの、それのみをもって県内に在住していることを全ての請願等要件とするのは、過度に広範であるため
- (2) 教育機関の利用者の請願等の可否について不均衡が生じているため

## ③ 原則審議対象外のものと審議対象のものが混在するものの取扱い（新要綱第3条第6項）

### 【現行】

1つの請願等に、原則審議対象外のものと審議対象のものが混在しているものの取扱いが明確ではない。

### 【改正案】

審議対象外部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分について審議するものとする。

「容易に区別できる」とは、例えば、2項目建ての請願等で、1つの目の項目は原則審議対象外に該当するが、2つ目の項目は審議対象であるもの。この場合は、2つ目の項目のみ審議する。

逆に、双方の項目に審議対象外の部分が混在する場合は、「容易に区別できないもの」に該当する。

### 【改正理由】

取扱いが不明確であるため

#### ④不採択に意見を付することを可能に（新要綱第5条第2項後段）

##### 【現行】

採決は「採択」「不採択」「採択・不採択の判断をしない」の3つである。

教育委員会は教育行政を司る機関であるが、予算執行権・契約締結権がないなど、市長等と協議をしながら又は議会の議決を経て教育行政を進める必要があるものが多い。そのようなものについての請願等を採択するのは困難

##### 【改正案】

請願等の趣旨は理解できるが権限等の問題から不採択とするものについて、必要に応じ**教育委員会の意見を付す**ことができるようにする。

##### （意見例）

「請願は、不採択とする。ただし、教育委員会は、請願の趣旨を踏まえ、継続して検討を行うものとする。」

##### 【改正理由】

請願等をより誠実に処理するため

#### ⑤採択の継続の新設（新要綱第5条第3項）

##### 【現行】

採決に「採択・不採択の判断をしない」というものがある。

この趣旨は、「将来の議案に係るものについて先んじて審議できないため」とされる。

例えば、4月に特定の教科書の採択を求める請願等がなされた場合

また、「継続審議」という選択肢がない。

##### 【改正案】

今後、審議が予定されている場合や特別の事情がある場合は、**継続する採決**を行い、適切な時期に採決を行うことができるとする。

「特別の事情」とは、事務局の説明が不十分であることなどにより質疑及び討論が終結したとは認められない場合

##### 【改正理由】

請願等をより誠実に処理するため

## 【参考】他の指定都市の状況

○規則等の定めがある指定都市	13市	(うち要綱がある指定都市	6市)
・採決の種類を「採択」「不採択」としている指定都市	8市		
加えて「判断しない」との採決を想定している指定都市	1市		
「趣旨採択」との採決を想定している指定都市	1市		
「継続」との採決を想定している指定都市	2市		
「意見として承る」との採決を想定している指定都市	1市		
・採決の種類を明確にしていない指定都市	5市		